

水道局職場改善提案に関する要綱

(制 定 平成 18 年 8 月 21 日局長決)

(最近改正 令和 8 年 3 月 27 日研修・厚生担当課長決)

水道局職場改善提案に関する要綱を次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この要綱は、水道局職場改善提案（以下「かいぜん提案」という。）に関し必要な事項を定める。

(かいぜん提案活動の名称)

第 2 条 かいぜん提案に関する本要綱に基づく活動を「かいぜん Water」と称する。

(かいぜん提案の募集)

第 3 条 広く職員から、水道局事業の業務運営を改善するための創意工夫や、企画立案を内容とするもので、実現性かつ実効性があり、次の要件を備えるかいぜん提案を募集する。ただし、抽象的・批判的なものは対象外とする。

- (1) お客さまサービスの向上に役立つもの
- (2) 業務能率の向上に資するもの
- (3) 事業経費の節減を図るもの
- (4) その他、業務改善による効果が認められるもの

2 職員は、個人又はグループで応募できるものとし、かいぜん提案の内容は未実施、実施予定、実施済みのいずれも可能とする。

3 かいぜん提案の対象とする業務は、原則として提案者の所属（課、センター、場及び所をいう。以下同じ。）の業務とするが、提案者の所属外の業務に関する提案であっても、応募することができる。

(かいぜん提案の受付)

第 4 条 かいぜん提案は、かいぜん Water の事務局において、年間を通して随時受け付ける。なお、事務局は、職員課（研修・厚生担当）が担当する。

(かいぜん Water フォーラムの開催)

第 5 条 特に優秀なかいぜん提案を発表及び表彰する機会として、「かいぜん Water フォーラム」を、原則として年 1 回開催する。

2 かいぜんフォーラムで発表及び表彰するかいぜん提案は、かいぜんフォーラム開催年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 9 月 30 日までに受け付けた提案の中から、次条の審査により決定する。

(かいぜん提案の審査)

第 6 条 事務局が受け付けたかいぜん提案について、提案者の所属の課長（担当課長、所長及び場長を含む。以下同じ。）は、別表 1 の審査基準に基づく第一次審査を行う。なお、提案者の所属外の業務に関する提案の第一次審査は、提案者の所属の課長が、当該業務を担当する課長の意見を聞いたうえで行う。

2 前項の第一次審査により A 及び B に区分されたかいぜん提案について、別表 2 の委員で構成する第二次審査会が審査を行い、かいぜん Water フォーラムで発表する提案を決定する。

3 かいぜん Water フォーラムで発表された提案について、別表 3 の委員で構成する表彰審査会が別表 4 の採点基準及び別表 5 の審査基準に基づき審査を行い、別表 6 の表彰区分の各賞に該当する提案を決定する。

(かいぜん提案の表彰)

第7条 局長は、前条第3項の決定に基づき各賞を表彰する。なお、各賞に副賞を添えることができる。

第8条 削除

(職員表彰との調整)

第9条 この要綱で表彰を受けた職員は、同一の事由では職員表彰の対象とならないものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定める事項のほか、かいぜん提案に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

本要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年10月13日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

第一次審査の審査基準（要綱第 6 条第 1 項関係）

区分	評価基準	備考
A	局事業運営に効果を付加すると認められる、また期待がされるもの	第二次審査に推薦
B	職場の業務改善や活動の推進に有効に活用されるもの	第二次審査に推薦
C	さらに企画立案を凝らし考察を続けることで、より良い改善が図られるもの	—

(別表 2)

第二次審査会の委員（要綱第 6 条第 2 項関係）

区分	第二次審査会
委員	総務部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、 総務課長、企画課長、DX 推進課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、北部方面営業担当課長、計画課長、配水課長、給水課長、東部水道センター所長、柴島浄水場長、水質管理研究センター所長

(別表3)

表彰審査会の委員（要綱第6条第3項関係）

区分	表彰審査会
委員	局長、理事、総務部長、工務部長、企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、管路更新推進担当部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、 総務課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、北部方面営業担当課長、計画課長、東部水道センター所長、柴島浄水場長

(別表4)

表彰審査会の採点基準（要綱第6条第3項関係）

採点基準		
審査項目ごとに着眼点例を参考に審査する。基準点を3点として5段階で評価する。	優れている	5点
	やや優れている	4点
	普通（基準点）	3点
	やや劣る	2点
	劣る	1点

(別表5)

表彰審査会の審査基準（要綱第6条第3項関係）

審査項目	着眼点例
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減、作業の効率化に繋がっているか ・安全性の向上が図れているか ・環境面に配慮しているか
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に成果が得られるか ・今後の継続性や他所属等への展開が期待できるか ・成果が標準化され、定着するか
発想力	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの慣行にとらわれない発想であるか ・従来のやり方や考え方に縛られることなく、柔軟に対応しているか ・様々な工夫、応用があるか
志向性	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの立場で物事を考えているか ・改善意欲・意識の醸成に繋がったか ・職場環境の士気が向上したか
分析・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・取組む必要性、背景について明確に分析しているか ・目的に適した合理的根拠があるか
プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力のある資料作成ができているか ・明快な説明及び質疑の受け答えができているか ・提案者の意力、熱意、真摯さが伝わってくるか

(別表6)

かいぜん Water フォーラムの表彰区分 (要綱第6条第3項関係)

区分	評価基準
金賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、特に優れていると認められるもの
銀賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、優れていると認められるもの
銅賞	水道事業に効果を付加するものとして、特に期待されるもの
奨励賞	有効に活用される提案として、二次審査に推薦されたもの